

## 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

### 1. 福祉用具貸与の例外規定

軽度者(要支援1、要支援2および要介護1の者、自動排泄処理装置については、要介護2および要介護3の者も含む)は、その状態像から見て表1の対象外種目にあたる福祉用具の使用が想定しにくいため原則として介護報酬は算定できません。しかし、表1の状態像に該当する者については、基本調査結果等から必要性が判断されれば例外的に給付が認められます。

ただし、表1の規定にもとづき貸与を行う場合は、「福祉用具貸与の例外利用者に関する届出書」等の御提出をお願いいたします。

なお、この届出は、状況把握のための届出であり、給付を約束するものではありません。

表1

対象外種目	例外に該当する状態像	基本調査結果等
ア 車いすおよび車 す付属品 (①・②のいずれ かに該当する者)	①日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 歩行「3.できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台および 特殊寝台付属品 (①・②のいずれ かに該当する者)	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4 起き上がり「3.できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3.できない」
ウ 床ずれ防止用具 および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 寝返り「3.できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器 (①・②のいずれ にも該当する者)	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 意思の伝達 「1.調査対象者が意思を他者に伝達で きる」以外 または 基本調査3-2から基本調査3-7までの いずれか「2.できない」 または 基本調査3-8から基本調査4-15までの いずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知 症の症状がある旨記載されている場合 も含む
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 移動「4.全介助」以外
オ 移動用リフト(つ り具の部分を除く) (①・②・③のいずれ かに該当する者)	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8 立ち上がり「3.できない」
	②移乗が一部介助または全介助を必要 とする者	基本調査2-1 移乗「3.一部介助」または「4.全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	※
カ 自動排泄処理装 置(①・②のいずれ にも該当する者)	①排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6 排便「4.全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1 移乗「4.全介助」

※ アの②およびオの③については、該当する基本調査結果がないため、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を開催するなどの適切なケアマネジメントを通じて、指定居宅介護(介護予防)支援事業者が判断する。

### 2. 平成19年4月に追加された例外規定(「青梅市による確認」が例外給付の必須要件)

表1の基本調査結果にもとづく規定では貸与が認められない軽度者であっても、次の表2の手続きを経た者に対しては、表1のア～オの対象外種目にあたる福祉用具の貸与が可能となります。(なお、表1にもとづいて保険給付の対象と判断した場合は、あらかじめ表2の手続きをとる必要はありません。)

ただし、表2の規定にもとづき貸与を行う場合は、「福祉用具貸与の例外利用者に関する確認申請書」等を御提出いただき、必ず青梅市の確認を受けていただく必要があります。保険給付が認められるのは「青梅市が確認した日」以降となります。

なお、要介護(要支援)認定申請中に確認申請を行うことも可能です。

(裏面へ続く)

表2

<p>手 続 き</p>	<p>① 軽度者が、次の i) から iii) までのいずれかの状態像に該当する旨が、医師の医学的な所見にもとづき判断され、          ② かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていることを、          ③ 青梅市が「福祉用具貸与の例外利用者に関する確認申請書」、居宅（介護予防）サービス計画、サービス担当者会議の要点、および医師の医学的所見が確認できるものより確認する。</p>
<p>状 態 像</p>	<p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に表1の状態像に該当する者（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）          ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに表1の状態像に該当することが確実に見込まれる者（例 がん末期の急速な状態悪化）          iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の状態像に該当すると判断できる者（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p>

※ 医師の医学的所見… 主治医意見書もしくは診断書、または担当のケアマネジャー等が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見によって確認する。  
 ケアマネジャー等… 介護支援専門員もしくは地域包括支援センターの担当職員を指す。

3. 表1にもとづく「福祉用具貸与の例外利用者に関する届出書」による届出後、および表2にもとづく「福祉用具貸与の例外利用者に関する確認申請書」による確認後の見直しと再提出について

福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング（少なくとも1月に1回）の実施、およびサービス担当者会議の開催等により、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について、専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を経過記録等に記載します。

ただし、認定期間内に継続して貸与する場合においても、次のいずれかの事由に該当する場合には、その都度、表1にもとづく「福祉用具貸与の例外利用者に関する届出書」等、または表2にもとづく「福祉用具貸与の例外利用者に関する確認申請書」等を、再提出していただくことになります。

(1) 要介護（要支援）の区分変更の認定を受ける場合

(2) 医師の医学的所見を踏まえ、サービス担当者会議の開催等により、福祉用具貸与の必要性について見直しを行う場合（必要に応じて随時）

問い合わせ先および関係書類提出先

郵便番号 198-8701

住 所 青梅市東青梅1丁目11番地の1  
 青梅市健康福祉部介護保険課  
 介護保険管理係

電話番号 0428-22-1111(代)